

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第四項の規定に基づく第一種監視化学物質

(平成十六年九月二十二日)

(／厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第七号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
1	酸化水銀(Ⅱ)	(1)—436
2	1—tert—ブチル—3, 5—ジメチル—2, 4, 6—トリニトロベンゼン	(3)—430
3	シクロドデカ—1, 5, 9—トリエン	(3)—2239
4	シクロドデカン	(3)—2240
5	1, 2, 5, 6, 9, 10—ヘキサブロモシクロドデカン	(3)—2254
6	1, 1—ビス(tert—ブチルジオキシ)—3, 3, 5—トリメチルシクロヘキサン	(3)—2341
7	テトラフェニルスズ	(3)—2572
8	1, 3, 5—トリブロモ—2—(2, 3—ジブロモ—2—メチルプロポキシ)ベンゼン	(3)—2855
9	0—(2, 4—ジクロロフェニル)—0—エチル—フェニルホスホノチオア—ート	(3)—3371
10	1, 3, 5—トリ—tert—ブチルベンゼン	(3)—3427
11	ポリブロモビフェニル(臭素数が2から5のものに限る。)	(4)—18
12	ジペンテンダイマー又はその水素添加物	(4)—67
13	2—イソプロピルピシクロ [4. 4. 0] デカン又は3—イソプロピルピシクロ [4. 4. 0] デカン	(4)—577
14	2, 6—ジ—tert—ブチル—4—フェニルフェノール	(4)—821
15	ジイソプロピルナフタレン	(4)—961
16	トリイソプロピルナフタレン	(4)—961
17	削除	
18	2, 4—ジ—tert—ブチル—6—(5—クロロ—2H—1, 2, 3—ベンゾトリアゾール—2—イル)フェノール	(5)—3581 (5)—3605
19	塩素化パラフィン(C11、塩素数7~12)	(2)—68
20	ジエチルビフェニル	(4)—16
21	水素化テルフェニル	(4)—41
22	ジベンジルトルエン	(4)—638
23	トリエチルビフェニル	(4)—16
24	N, N—ジシクロヘキシル—1, 3—ベンゾチアゾール—2—スルフェン—アミド	(5)—256
25	2—(2H—1, 2, 3—ベンゾトリアゾール—2—イル)—6—sec—ブチル—4—tert—ブチルフェノール	(5)—3604
26	2, 4—ジ—tert—ブチル—6— [(2—ニトロフェニル)ジアゼニル]フェノール	(3)—2835
27	ペルフルオロ(1, 2—ジメチルシクロヘキサン)	(3)—3247
28	2, 2', 6, 6'—テトラ—tert—ブチル—4, 4'—メチレンジフェノール	(4)—39
29	ペルフルオロドデカン酸	(2)—2658 (2)—2659
30	ペルフルオロトリデカン酸	(2)—2658 (2)—2659
31	ペルフルオロテトラデカン酸	(2)—2658
32	ペルフルオロペンタデカン酸	(2)—2658

33	ペルフルオロヘキサデカン酸	(2)—2658
34	ペルフルオロヘプタン	(2)—2366
35	ペルフルオロオクタン	(2)—2366
36	2, 2, 3, 3, 4, 4, 5—ヘプタフルオロ—5—(ペルフルオロブチル)オキソラン又は2, 2, 3, 3, 4, 5, 5—ヘプタフルオロ—4—(ペルフルオロブチル)オキソラン	(5)—71
37	4—sec—ブチル—2, 6—ジ—tert—ブチルフェノール	(3)—540
38	1, 4—ビス(イソプロピルアミノ)—9, 10—アントラキノン	(4)—1263 (5)—5112